

私立高校→県立高校 受験は続く

私立高校の入試が終了しました。3年生は卒業まで1か月あまりとなりました。学校では県立高校の願書出願の準備をしています。悔いの残らないよう一日一日を大切にしてください。

1、2年生も次の学年に向けてまとめの時期です。計画的に学習を進めていきましょう。

茨城県立高等学校入学者選抜(全日制・定時制)

1 志願校及び学科の選択について (令和6年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則説明会 より)

- ア 1校1課程1学科に限る。ただし、次のイ～エの場合においては第2志望まで出願できる。
- イ 農業、工業、商業及び水産に関する学科において、2以上の学科がある場合には、第2志望まで志願できる。
- ウ 普通科のコースを志願する場合は、同一校の普通科を第2志望とすることができる。
- エ 多部制の定時制課程の午前の部又は午後の部を志願する場合は、同一校の午前の部又は午後の部を第2志望とすることができる。
- オ 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、共通選抜において前記イ～エが適用される。

2 期日 令和6年2月28日(水)【学力検査】

- 【特色選抜】、【実技検査】を実施する高校は、2月29日(木)に面接・作文などを実施する。**※すべての高校で特色選抜を実施するわけではない。(県教育委員HP「特色選抜」参照)**

3 学力検査(共通選抜・特色選抜ともに実施)

- 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科とする。ただし定時制課程においては、学力検査を国語、数学及び外国語(英語)の3教科とすることができる。
※面接等が必要になる場合があるので、県教育委員HP参照
- 外国語(英語)の検査に当たっては、校内放送による「聞き取りテスト」を含む。
- 検査教科のうち、1教科でも受検しなかった一部教科受検者は、学力検査を放棄したものと見なす。ただし、病気等正当な事由により、一部受検できなかった者は学力検査を受検したものと見なす。

4 志願先の変更および志望変更について

- 志願先高等学校の変更を希望する者(以下「志願変更者」という)及び同一校内における課程・学科の変更を希望する者(以下「志望変更者」という)は令和6年2月16日(金)及び2月19日(月)(午前9時から午後4時)の志願先変更期間内において、1回に限り志願先(志望先)を変更することができる。また、特色選抜から共通選抜への変更及び共通選抜から特色選抜への変更をすることができる。

※保護者が各高等学校窓口にて受付を行う。 ※期日が短いので、早期連絡をお願いいたします。

追検査について

【日時】3月7日(木) 学力検査 3月8日(金) 共通選抜実技検査 等

(2月29日(木)に実施する「特色選抜受検者の面接や作文、実技検査」は対象となりません。)

【対象者】(令和6年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則説明会 より)

共通選抜に係る検査等について、インフルエンザなど学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、受検することができなかった者。

【追検査に必要な物】

- 追検査申請書(様式第25号の1)
- 学力検査受検票(交付済のもの)
- 医療機関発行の医師の診断書(加療期間の明記されたもの)

まずは、学校に連絡をお願いします。